

エコファーマーマークの使用終了についてのお知らせ

東京都

エコファーマーの皆様には既に書面でお知らせしているところですが、エコファーマーの認定を受けた方が使用しているエコファーマーマークは、平成26年3月末日で使用を終了しました。

1 エコファーマーマークの商標権の有効期間

都では、商標登録の登録期間の終了に伴い、平成26年3月末日をもってエコファーマーマークの使用を終了しました。

以降は、商標法（昭和34年4月13日 法律第127号）に規定する商標権の侵害になりますので、エコファーマーマークは使用できません。



(参考図)

エコファーマーマーク

2 エコファーマーの制度について

エコファーマーの制度は「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年7月28日 法律第110号）に基づくものです。この法律は今までどおり運用されますので、都は平成26年4月1日以降もエコファーマーの認定を行います。

ただし、エコファーマーマークはあくまでも商標法により認められている権利であり、今後は、都でエコファーマーの認定を受けてもエコファーマーマークは使用できません。ただし、認定を受けた方が「エコファーマー」の通称を名乗ることは可能です。

3 新しい制度について

都は、平成25年度から独自の制度として「東京都エコ農産物認証制度」を始めました。

この制度は、土づくりを行うとともに、化学合成農薬と化学肥料の使用を削減して栽培する農産物を知事が認証するものです。

都は消費者等へのマークの周知をすすめ、地産地消を推進し、農産物の積極的なPRに努めます。